

GSID 同窓会会則

名古屋大学大学院国際開発研究科（GSID）同窓会会則（改定案）

第 1 条（名称）

本会は、名古屋大学大学院国際開発研究科（GSID）（以下「研究科」とする）同窓会（以下「同窓会」とする）と称する。

第 2 条（目的）

同窓会の目的は以下のとおりである。

会員相互の親睦・交流活動を行なう

国際開発研究の発展に貢献する

研究科および名古屋大学の発展に寄与する

第 3 条（事業）

同窓会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

会員名簿の作成・刊行

会員間の交流を促進するための事業

研究科、在学生および修了生等会員への支援

その他前条の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員）

同窓会の会員は次のとおりとする。

正会員 研究科博士前期課程および博士後期課程修了生・在籍経験者、研究生、論文提出による博士学位取得者

賛助会員 研究科所属の教員・職員、ならびに過去において研究科所属の教員・職員・客員研究員であった者

準会員 本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人および団体・法人で、理事会の承認を得た者

第5条（役員）

同窓会に次の役員を置く。

会長 1 名

副会長 2 名

理事 若干名

監査 1 名

顧問 研究科長、同窓会会長・副会長経験者等、同窓会が定める者

第 6 条（役員を選出および任期）

役員を選出および任期は次の通りとする。

第 5 条の役員は、理事会が候補者を選出し、定期総会で承認を得るものとする。

役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 7 条（役員の職務）

役員は、次の職務を行なう。会長、副会長、理事は同窓会の執行機関である理事会を構成する（うち 1 名を会計担当とする）。

会長は、会務を統括し、本会を代表する。

副会長は、会長を補佐する。

理事は、会務を執行する。

会計担当は、総会および理事会の意志を受けて、同窓会費の運用をはかる。

監査は、同窓会事業および会計を監査し、総会に報告する。

顧問は、同窓会に対し、必要な助言を行なう。

第 8 条（総会）

総会の開催および議決は次の通りとする。

総会は、同窓会の最高意思決定機関であり、原則として、定期総会を隔年で開催し、同窓会の事業、予算、役員人事等の基本方針を決定する。ただし、理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

総会は、会長が招集する。

総会の議決には、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第 9 条（事務局）

同窓会の事務局を研究科内に置く。

事務局は理事会の下で同窓会会務の運営・管理にあたる。

第 10 条（支部、グループ、委員会等）

同窓会はその目的を達成するために、理事会の議をへて、支部（国、地域等）、グループ（研究室、専攻・プログラム・講座、学年度、職域等）、および委員会等を置くことができる。

第 11 条（規約）

同窓会はその目的を達成するために、理事会の議をへて、規約を設けることができる。

第 12 条（会計および会計年度）

同窓会の会計は次の通りとする。

同窓会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって維持するものとする。

同窓会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 13 条（会則の改正）

本会則の改正は、理事会の議を経て、総会の議決を得なければならない。

付則 本則は、2000 年 7 月 15 日より施行する。

付則 本則は、2018年7月7日より施行する。

付則 本則は、2020年10月17日より施行する。

付則 本則は、2022年10月15日より施行する。